

議案第 67 号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和 22 年川崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 15 号を次のように改める。

(15) 事務所附帯施設使用料

荷役機械置場 1 月 1 平方メートルまでごとに 350 円

第 13 条の 2 第 3 項第 4 号エ中「10,000 円」を「15,000 円」に改める。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 13 条、第 13 条の 2 関係）

駐車施設使用料又は駐車施設利用料

種 別		単 位	金 額
一般利用	普通自動車	1 日 1 台 1 回	600 円
	大型自動車	1 日 1 台 1 回	1,200 円
	普通自動車	1 月 1 台	5,000 円

定期利用	大型自動車	トラクター ヘッド	1月1台	13,000円
		シャーシー	1月1台	15,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（トラクターヘッドに係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

トラクターヘッド及びシャーシーに係る駐車施設の新設に伴い、当該施設の利用料金の上限額を定めること、シャーシー置場の事務所附帯施設利用料の上限額を改定すること等のため、この条例を制定するものである。